

令和 7 年第 3 回

美里町農業委員会総会議事録

第3回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和7年3月25日(火) 午後1時27分から午後3時18分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員（15名）

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	9 番	佐々木幸一郎	10 番	小野 保裕
11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博	13 番	遊佐 恭一
14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子

欠席委員（1名）

8 番 繁泉 順子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農用地の形状変更届出について
6. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員（3名）

事務局 長 高 橋 博 喜
事務局次長 野 田 浩 司
係 長 澤 村 拓 也

8 会議の概要

事務局長	では、令和7年第3回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
澁谷正行委員	11番 澁谷です。休憩をお願いします。
議長	休憩します。(13:31)
議長	それでは再開いたします。(13:35)
事務局長	では、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	これより、議長として進行いたしますのでよろしくお願いいたします。 本日の出席委員については、8番繁泉順子委員が所用のため欠席となりましたので15人の出席であります。総会を開く場合に、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	最初に、議事録署名委員の選任をいたします。議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。9番佐々木幸一郎委員、10番小野保裕委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番 農家相談日について。3月7日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。
委員	3月7日に会長室で、邊見勝寿会長職務代理者、古内世紀委員、そして私、久道が担当し、2件の相談がありました。 1人目が●●さんの奥様で、●●からいらっしゃいました。内容ですが、夫の体が弱くなってきたので、息子に農地を贈与したいが、●●●●●●の構成員となっているので、その手続きの方法について教えてほしいとの相談がありました。対応としまして、●●●●●●に利用権の解約を行い、次に農業委員会への3条申請を行った後、法務局に名義変更の申請をして、最後に●●●●●●に利用権の新たな設定を行うことになると伝えました。 2人目ですが、●●さんという方で、●●●の方です。この方は12月20日に一度相談に来ましたが、現在●●に貸している●●の●●の農地を売却したいが、まだ相手が見つからないかを聞きに来ました。対応ですが、構成員で話しやすい方に相談してみることをお勧めしました。 以上です。

議長	ご苦労さまでした。
議長	次に、報告事項 2 番 使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項 3 番 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告事項 4 番 利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項 2 から報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (ありませんの声あり)
議長	それでは、ないようですので、次に、報告事項 5 番 農用地の形状変更届出についてに入ります。 また、3 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局の説明が終わりましたので、続きまして、農地調査委員会の報告をお願いします。
澁谷正行委員	農地調査委員会は、鈴木委員と、委員長である私澁谷、それから伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計 6 名で、3 月 14 日金曜日に現地調査を行いました。 その結果、農用地の形状変更届について申し上げます。 番号 1 の●●字●●●番●ほか 1 筆についてです。畑地化しビニールハウスで野菜を栽培しておりましたが、改めて水田として水稲を作付けする計画ですので、特に問題はないと確認してきました。 番号 2 の●●字●●●番●についてですが、土盛り工事を行い、果樹畑として梨を栽培する計画のようですので、特に問題はないと確認してきました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (ありませんの声あり)
議長	それでは次に、報告事項 6 番 非農地証明願についてに入ります。 また、3 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施して

おりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局

(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

澁谷正行委員

それでは、非農地証明願についてです。

番号7番の●●字●●号●●番●ほか1筆についてですが、昭和49年2月26日に転用許可を受け、現在も畜舎敷地の一部として使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号8番の●●字●●●番●についてですが、昭和55年5月24日に転用許可を受け、現在も宅地として使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号9番の●●字●●番●についてですが、隣接する居宅敷地への通路となっており、現在もその状況で使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号10番の●●字●●●●番●と番号11番の同じく●番●、これは1区画になっております。それで、番号10番は平成7年9月25日に転用許可を受け、自宅の敷地となっておりました。番号11は自宅の敷地や駐車場となっておりました。現在もその状況で使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

渡邊雅光委員

14番渡邊です。

これは毎月だと思っておりますが、非農地証明願については、許可済農地の証明書の発行依頼というのが出ておるんですけども、ここに来て、なぜ長年許可済み、許可を取って長年経過しているのに、なぜここに来て非農地証明願が必要なのか、その辺の理由をちょっと教えていただきたいと思います。5件のうち3件も許可済農地なので。

議長

では、事務局、回答願います。

事務局長

家等が、昔ですと今ほど審査が厳しくないというか、下が農地でも上にも建物を建てたり、そういったことができたと思うんですけども、最近、非農地証明願いの長年経過で来られる方っていうのは、一つは気づかなかったというのも一つです。

もう一つの理由としては、そこに家が建っていたりして、例えば新しく家を建て直すとかというふうになったときに、今は融資など

を受けるとなりますと、全て範囲が宅地じゃないといけないとかそういうふうに言われますので、そうしたときに、ハウスメーカーさんとか土地家屋調査士さんが入った際に、何でこの宅地のように使われているけれども、ここが農地になっているのは何でだろうという理由を探っていくうちに、転用許可してあったよとか、転用許可はしていないけれども相当長い期間使われているよというようなことで、非農地証明の発行に至っているというようなものが多いかと思われま

渡邊雅光委員

今の説明ですと、許可済み農地に対しての、今なぜここでまた証明書を出さなきゃいけないのかという、質問のつもりで話したんですが、事務局の説明は分かるんですけども、例えば家を増改築したりとか、そういうきっかけがあって出すのか、その辺の理由は確認が取れていないんですか。

議長

はい。

事務局長

すみません、補足というか、渡邊委員さんのご質問に対する回答です。

許可済み農地につきましては、許可書をお持ちであれば、その許可書を持って行って登記もできますが、代替わりしていたり、許可書を紛失していたりということで、非農地証明が必要となります。これらの方々は大体許可書を紛失しているか、もしくは代替わりしていて、転用許可を取った所有者とはもう別の方になっているというケースがほとんどでございます。

なので、家の建て替えなどそういった何らかの理由で地目変更する必要が今回出てきたので、その理由をたどっていくと、許可済みであったり、長年経過だったりっていう理由はいろいろあるわけですけども、そういった理由でやはり地目変更する必要に迫られたので、申請に来ているというのがほとんどでございます。

渡邊雅光委員

分かりました。

議長

よろしいですか、そのほかございませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

議長

それではないようですので、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。
議長	次に、第 2 号議案 農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第 2 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	説明者交代のために、途中ですが、2 時 4 5 分まで休憩いたします。(1 4 : 3 3)
議長	それでは再開いたします。(1 4 : 4 5) 説明をお願いいたします。
事務局	(第 2 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第 2 号議案 農用地利用集積計画書審議について、番号 6 7 番、9 1 番、1 0 8 番を除く 6 7 件について審議いたします。 質疑ありませんか。よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは質疑なしと認め、採決をいたします。 第 2 号議案 農用地利用集積計画書審議についての、番号 6 7 番、9 1 番、1 0 8 番を除く 6 7 件について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 続きまして、番号 6 7 番、1 0 8 番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律 3 1 条により、1 0 番小野保裕委員の退室を求めます。
議長	休憩します。(1 5 : 0 4)
議長	再開いたします。(1 5 : 0 5)
議長	休憩前に引き続き、番号 6 7 番、1 0 8 番について審議をいたします。 質疑ありませんか。

	(ありませんの声あり)
議長	それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。 番号 67 番、108 番について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。(15:05)
議長	再開いたします。(15:05)
議長	続きまして、番号 91 番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条により、16 番私、伊藤が退席し、暫時の間、邊見会長職務代理者と議長を交代いたします。
議長	休憩します。(15:06)
職務代理者	それでは再開いたします。(15:06)
職務代理者	休憩前に引き続き、番号 91 番について審議をいたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
職務代理者	質疑なしと認め、採決をいたします。 番号 91 番について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
職務代理者	全員賛成ということで認めます。
職務代理者	休憩します。(15:06)
議長	それでは再開いたします。(15:07)
議長	第 2 号議案 農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、3 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果の報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第 3 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

澁谷正行委員

それでは第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見。

番号5番の●●字●●●番●及び●番●についてです。

現地は河川、宅地等により10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し申請地以外に見当たらなかったということでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

番号6番の●●字●●●番●についてです。

現地は宅地等により10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し申請地以外に見当たらなかったということでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

番号7番の●●字●●●番●についてです。

現地は宅地等により10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し申請地以外に見当たらなかったということでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 9 番

署 名 委 員
議 席 1 0 番